
柏市クレ一射撃協会会則

昭和60年4月1日制定
令和6年4月29日改定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

この協会は、マナー、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り柏市クレイの振興に寄与すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2、この協会は、目的を達するために次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 標的クレイ射撃の実施。
- (2) マナー、技術の向上に関する研究会。
- (3) 柏市体育協会への協力。
- (4) 市民に対するクレイ射撃啓蒙及び会員相互の親睦交流に関する行事。
- (5) その他目的達成のために必要な事業。

(名 称)

第 2 条

この協会は、柏市クレイ射撃協会という。

(事務所の所在地)

第 3 条

この柏市クレイ射撃協会（以下「協会」という。）の事務所を理事会が指定した場所に置く。

(会 員)

第 4 条

この協会の会員は、柏市出身者、在住、在学、在職するクレイ射撃愛好者にして、理事会の承認を得た上で、規定の会費を納入した者を以って会員とする。

- 2項 会員の身分は単年度とし、更新時に規定の会費を納入した者が継続会員となる。
- 3項 前項の手続きを行わなかった者は、自動的に会員資格を失う。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 5 条

この協会に次の役員を置く

- (1) 会 長
- (2) 副 会 長
- (3) 理 事 長

- (4) 理 事
 - (5) 監 事
 - (6) 会 計
- 2 会長及び副会長は、総会において選出する。
 - 3 役員は兼任することができる。

(役員会)

第 6 条

会長は、協会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 項 役員会は、随時会長が招集し、出席した役員により開催することができる。
- 3 項 役員は、会長の命を受け、事務を分掌する。
- 4 項 役員は、入会金及び年会費の金額を理事会において決定する。
- 5 項 役員は、監事を除き前条の役員兼任を妨げない。

(会長の職務の代理)

第 7 条

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、この事務を代行する。

(理事の委嘱)

第 8 条

理事は、会長が委嘱する。

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。

(監事の委嘱)

第 9 条

監事は、会長が委嘱する。

(会計の委嘱)

第 10 条

会計は、会長が委嘱する。

(会計の職務)

第 11 条

会計は、会計を掌務し会長に報告する。

(役員任期)

第 12 条

役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第 13 条

協会に、顧問を置く事ができる。

(顧問の委嘱)

第 14 条

顧問は、会長が委嘱する。

(顧問の職務)

第 15 条

顧問は、会長の諮問に応ずる。

第 4 章 総 会

(総会)

第 16 条

総会は、年 1 回 6 月までに開催する。

- 2 総会の討議は、会則の変更、役員の変更、事務報告、(年間計画、予算及び決算) その他重要事項とする。

第 5 章 協会の運営

(協会の運営)

第 17 条

協会の運営の経費は、次による。

- (1) 会 費
- (2) 柏市体育協会補助金
- (3) 寄 付 金
- (4) その他の収入

(収入、支出の決済)

第 18 条

協会の収入・支出は、会長の決済によりこれを行なう。

(会計年度)

第 19 条

協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以って終る。

付 則

この会則に定めのない事項は、理事会において定める。
この会則は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。